

令和7年度第2回浜松市情報公開・個人情報保護委員会

会議録

1. 日 時 令和7年11月12日（水）午前10時から午前11時30分まで

2. 場 所 浜松市役所 本館8階 第4委員会室

3. 出席者

(1) 委員

杉田 智樹委員、原田 伸一朗委員、柄澤 正彦委員、野中 正子委員、羽田野 真帆委員、
幅 あけみ委員、浜井 卓男委員、松山 正寛委員、吉枝 道生委員

(2) 事務局

文書行政課

木下 裕文課長、岸本 真典副主幹、河合 一輝主任、牧 信二
市民生活課 戸籍・住基担当

佐野 潤一担当課長、袴田 悟副主幹
税務総務課

影山 元紀課長、中村 郁夫課長補佐、伊藤 亮吾主任
市民税課

内山 智夫課長、八木 由委子課長補佐、杉山 正洋副主幹

4. 欠席者

中村 千ひろ委員

5. 傍聴人

なし

6. 議題

特定個人情報保護評価書案の点検

住民基本台帳関係事務（市民生活課 戸籍・住基担当）

地方税の賦課徴収に関する事務（税務総務課）

7. 会議録作成者

牧 信二

8. 記録の方法

会議記録：発言者の要点記録（録音の有無：無）

9. 会議記録

1 開会

事務局（木下）

本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただ今から令和7年度第2回浜松市情報公開・個人情報保護委員会を開催いたします。司会を務めさせていただきます、文書行政課長の木下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに本日の会議は、浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針第6条により、原則公開となっております。

申出があった場合は、傍聴を許可いたしますことを御了承ください。

会議に先立ちまして委員の変更がございましたので、御紹介させていただきます。

柄澤 正彦委員でございます。中村 雄一委員から辞職する旨、届け出があり、後任として浜松市労働福祉協議会から推薦をいただきました。

（柄澤委員挨拶）

事務局（木下）

本日、中村 千ひろ委員におかれましては、都合により欠席させていただきます、との連絡を受けていますことを報告させていただきます。

本日の会議でございますが、委員総数10人のうち、出席委員は9人です。半数を超えており、会議が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、ここからは議事に移りますので、司会の進行を情報公開・個人情報保護委員会委員長にお願いをしたいと存じますので、杉田委員長よろしくお願ひします。

杉田委員長

ここからの進行は、私が議事を進めさせていただきます。

さて、本日は番号制度による特定個人情報保護評価に係る第三者点検というこですが、前回点検したときから時間も経過しており、また初めて第三者点検を行う委員さんもいらっしゃいますので、事務局から簡単に制度の説明をお願いします。

事務局（河合）

（概要説明資料に基づき説明）

2 審議事項

・特定個人情報保護評価書案の点検

住民基本台帳関係事務（市民生活課 戸籍・住基担当）

杉田委員長

それでは、会議次第に基づきまして審議事項に移らせていただきます。審議事項1つ目の「住民基本台帳関係事務」について、評価実施機関である市民生活課戸籍・住基担当から説明をお願いいたします。

なお、審議方法としましては、評価実施機関から変更箇所を中心に説明を求め、その後に質疑・意見等を経て判断をしていくという進め方でいきたいと思います。それでは、評価実施機関である市民生活課 戸籍・住基担当は、説明をお願いします。

市民生活課

(資料に基づき説明)

杉田委員長

ありがとうございました。

情報セキュリティに関する専門的な内容も含まれており、委員の皆様も判断が難しい項目が多いと思います。今回の評価書案の点検に当たり、これまでと同様に情報セキュリティの専門家である原田委員に事前に点検をしていただいております。では、原田委員から確認いただいた結果について、何かお気付きの点や、ご質問等がございましたら、ご発言を伺いたいと思います。

原田委員

区役所・支所などへのアクセスが良くない方に対して、こうした形で対応をしてくださるのは非常に利便性が高まり、当該住民にとってありがたいものではないかと思います。評価書の記載内容に関しては、必要十分なものが記載されているため、特段問題はございません。

杉田委員長

ありがとうございました。

他の委員の方で、御意見のある方はいらっしゃいますか。

柄澤委員

カスタマーハラスメントなどデメリットやトラブルが発生した際の対応の準備はされていますか。

市民生活課

これから準備する予定でございます。マイナンバーでの手続きでよく遭遇するトラブルとしては、代理での申請になります。代理での申請ですと、必要書類が複雑なことから、必要書類を用意していないなどの不備がみられるケースが多くあります。郵便局に委託する事務では、本人がいらっしゃった場合のみマイナンバーカードの電子証明書を更新するという対応にするため、そのようなトラブルになることは限りなく少ないのでないかと想定しています。

ただ、Q&Aなどを十分に用意して臨みたいと考えております。

柄澤委員 今のご時世ではカスタマーハラスメント等が発生しているケースが多いため、未然に防ぐことができるものについては、あらかじめ準備していただきたいと思います。

羽田野委員 「資料 1-2 評価書案の概要」2 ページ目 3 番、上から 3 つ目契約時におけるセキュリティ責任者を書面により提出するとありますが、この責任者はどのような位置付けになっていますか。

市民生活課 今回セキュリティ責任者を置くということを検討したのですが、地方公共団体情報システム機構にも質問しながら検討させていただいたのですが、今回依頼する郵便局は天竜区にある 2 つの郵便局であるため、セキュリティ責任者は天竜区の区民生活課の課長、現在マイナンバーを取り扱う端末を置いてある所属の所属長と定めており、実際に取り扱う者を指導し定期的な報告を求めるという形式をとっています。今回は天竜区の区民生活課の課長をセキュリティ責任者とし、委託契約のなかで定期的な報告や指導をさせていただくという建付けにしております。郵便局にはセキュリティ責任者は置かないとしています。

羽田野委員 そうすると、別途概要書の記述を実態に合わせた方が良いのではないかと思いました。

杉田委員長 他に意見のある方はいらっしゃいますか。
いないようなので私からいくつか質問させていただきます。
1 つ目は、適切な措置を講じるということを加味して、なぜ今回郵便局が選ばれたのでしょうか。2 つ目は、今回委託している郵便局の局員の数はどのくらいいるのでしょうか。3 つ目は、個人情報に触れられる局員は誰になるのか全員か一部の局員かをお尋ねしたいです。

市民生活課 それでは順にお答えいたします。1 点目に関して、年々市の施設でマイナンバーを取り扱うことができる部署を拡充していきました。しかし、天竜区内において、市の施設から遠く利便性が悪いところや、市の施設がないところをカバーするためにどのようにするのか、考えたところ郵便局に委託するということにいたしました。2 点目に関して、具体的に全体を把握していないのですが、委託先は 2 局あります。1 つ目は熊郵便局で、全体でも数人という少ない規模で運営しているところでございます。2 つ目は気多郵便局でかなり規模の大きいところであり、何十人という職員が働いていらっしゃるということは承知しております。実際にその中でマイナンバーカードを取り扱う方を限られている状態にして、その方を名簿で提出することにもなっております。

それから、暗証番号に郵便局員が触れることになるのかどうかということになりますが、基本的に触れる事はありません。これは市役所等の窓口でも同様になりますが、カウンター越しにお客様に向けたタッチパネルを用意しています、そのタッチパネルをもってお客様に暗証番号を入力していただく形としております。そのため、今回の郵便局における委託業務についても同様にタッチパネル越しに暗証番号を入力していただく形を想定しております。

また、ご質問 3 つ目の郵便局員全員がマイナンバーカードの情報に触れるのかについての回答については、特定の職員に限らせていただいて、その扱う局員の名簿を作成していただき、市民生活課の方で管理をするということを想定しております。

杉田委員長

ありがとうございます。

他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

松山委員

過去に業務委託先での個人情報漏洩や事故が起こった事例もありますが、外部委託先におけるけん制をするという意味で、監査をする仕組みはどのようになっていますか。

市民生活課

市役所の中でも実施していることですが、定期的にセキュリティの確認や報告をしています。今回の業務委託においても実際に出向いて監査をし、書類の提出も定期的に実施する予定であります。

野中委員

郵便局に委託するということで、天竜区の他にもあった方が便利だと思いますが、なぜ天竜区の 2 つなのでしょうか。

また、郵便局は保険の勧誘などもしている関係で他の業務の個人情報も取扱っているので、混在しないか今回の委託は少し心配になるのですが、それに関してはどのように対応するのか、以上 2 点よろしくお願ひります。

市民生活課

1 つ目は郵便局でマイナンバーカードを取り扱うにあたって、専用の回線と端末を用意する必要があり、予算的な問題があります。加えて、天竜区内の他の郵便局も検討したのですが、郵便局側の施設の大きさや人員の状況でお受けできないという返事をいただいたことがあります、そういったところを総合的に勘案し選定して結果 2 つの郵便局になりました。

2 つ目は、特定個人情報に触れる局員を限定していること、専用の端末の管理者権限を市民生活課で管理していること、さらにかなり制限がかかった委託従事者用の権限というものも用意する予定です。また、定期的な報告、実際に現地へ出向いて監査を行うことを実施し、個人情報漏洩には対策をしていきたいと考えております。

- 野中委員 ありがとうございます。
- 吉枝委員 郵便局に委託をする事例は他自治体でもあるのでしょうか。また、この委託は今後拡大していくことは想定しているのでしょうか。
- 市民生活課 他の自治体については、全体では数十市が利用しており、静岡県内では、藤枝市、裾野市、政令指定都市ですと、北九州市、京都市、熊本市になります。これらの地域に共通していることは、中山間地を抱えている、出先機関が少ないという状況がみられます。
- 今後の拡充については、令和2年からマイナンバーカード取得のキャンペーンが始まり、その年以降発行数が増え、その時期に発行したカードの更新時期が令和7から9年に集中するといわれています。そのため、こういった状況の中で、利用されるお客様の数の状況を考慮して拡充するかどうかを考えていきます。
- 杉田委員長 先程御意見がありました、資料1-2のセキュリティ責任者の記載については、記載に沿って提出させるのか、概要書を変更するのかどちらにしますか。
- 市民生活課 「セキュリティ責任者を書面により提出」という文言に対しては、概要書の書きぶりを改める方向で検討させていただきたいと考えております。
- 羽田野委員 この概要書は国へは提出しないのでしょうか。
- 市民生活課 おっしゃる通りです。ここだけの資料でございます。
- 杉田委員長 ある意味、具体的な資料として捉えてよろしいでしょうか。
- 市民生活課 おっしゃる通りです。
- 杉田委員長 それでは、評価書の記載自体は特に修正無しでよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 杉田委員長 以上のことから、「住民基本台帳関係事務」における特定個人情報保護評価書案の内容については問題なしということでよろしいでしょうか。
- (異議なし)

市民生活課

ありがとうございました。

・地方税の賦課徴収に関する事務（税務総務課）

杉田委員長

続いて審議事項の2つ目「地方税の賦課徴収に関する事務」について、評価実施機関である市民税課から説明をお願いいたします。なお、審議方法としましては、先ほどと同様としたいと思います。それでは、評価実施機関である税務総務課は説明をお願いします。

市民税課

(資料に基づき説明)

杉田委員長

言葉の確認ですが、マイナポータル申請管理というのは何を指していますか。

市民税課

住民から課税資料を送っていただく際に利用するL-taxの中にマイナポータル申請管理があり、市民税・県民税申告支援システムに届きます。

杉田委員長

L-taxによる申告をすると、マイナポータル申請管理を通じたうえで市に申告内容が届くということでよろしいでしょうか。

市民税課

おっしゃる通りです。

杉田委員長

他に委員の方で御意見のある方はいらっしゃいますか。

羽田野委員

資料の中でマイナポータル申請管理と個人住民税申告ポータルに表記が分かれていますが、これはどのように使い分けているのでしょうか。

市民税課

個人住民税申告ポータルとマイナポータル申請管理の2つがありまして、確定申告はE-taxが普及していますが、市民税については、複雑な電子申告というものはありませんでした。ただ、令和5年からは無収入の方であれば利用できるものがありました。

L-taxの中で個人住民税申告ポータルということで、個人がマイナンバーカードを使って、申告書を送信しますので、個人住民税申告ポータルは入口になります。マイナポータル申請管理というのは、全国的なものですので、提出された申告書の浜松市分を取り込む、ダウンロードする媒体ということになります。

杉田委員長

L-taxを通じた申告手続きの中に2つの言葉があるという考えでよろしいでしょうか。

- 市民税課 おっしゃる通りです。個人住民税申告ポータルが入口で、マイナポータル申請管理が提出された申告書が集積されるところというイメージです。
- 杉田委員長 ありがとうございました。
こちらについても原田委員に何かお気付きの点や、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。
- 原田委員 浜松市としては、評価書の内容は必要十分な記載がされていると思います。
- 杉田委員長 ありがとうございます。
他に委員の方で御意見のある方はいらっしゃいますか。
- 羽田野委員 73 ページ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策のリスク4、リスクに対する措置の内容では、マイナポータル申請管理では専用回線を使うことで外部からの盗聴・漏えいを防ぐとの記載がありますが、盗聴ということは音声でのやり取りがありうるのですか。
- 市民税課 今回の事務については音声上でのやり取りはないので、盗聴という記載がなくても問題はないと思います。
- 杉田委員長 包括的にいれたということですか。
- 市民税課 おっしゃる通りです。
- 浜井委員 業務上音声の割合が少しあるのでしょうか。それとも全くないのでしょうか。
- 市民税課 まったくないです。ただリスクとしては万が一盗聴される可能性があつてはいけませんので、盗聴という文字を入れました。
- 杉田委員長 盗聴という文字がなくても支障はないとのことですが、この文言についてはいかがいたしますか。
- 浜井委員 今後このシステムはチャット GPT が介入することはあるのでしょうか。
- 市民税課 可能性はありません。
専用回線で行いますので、外部のシステムとの接触はありません。
- 原田委員 音声の盗聴も含めて漏えいと呼びますので、表記としては問題ないと思います。

システムの発展により音声での盗聴もありえるようになるかもしれないということで、今後のために追加することもあります。

市民税課 マイナポータル申請管理は専用回線を利用しており、通信自体は暗号化しているが、万が一盗聴・漏えいされることが起きないようにするという国からの指針もあります。

杉田委員長 それでは、盗聴という言葉はそのまま残しておくことによろしいでしょうか。

(異議なし)

羽田野委員 委託先名が先ほどの資料 1-1 と比べたときに、委託先名が先程の資料では全て載っていたが、23 から 24 ページでは載っていないがこの差はどうしてでしょうか。

市民税課 一者特命で委託する業務はほぼなく、入札や見積合せをしたうえで決定するため、まだ指名していない状況ですので、評価書には委託先名を載せていません。

羽田野委員 ありがとうございます。
15 ページの凡例の箇所について、個人番号を「含む流れ」が抜けているのではないかでしょうか。

市民税課 おっしゃる通りです。御指摘のあった箇所は評価書の方に追加させていただきます。

杉田委員長 資料 2-1 の 15 ページについては、文言を追加していただいて、それ以外の内容については問題ない。ということを当委員会の意見とさせていただきます。

市民税課 ありがとうございました。

3 その他

杉田委員長 それでは、次第の3「その他」に移ります。
事務局から何かありましたらお願ひします。

事務局（木下） （事務連絡）

4 閉会

杉田委員長 それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回浜松市情報公開・個人情報保護委員会を閉会いたします。
本日は、お疲れさまでした。

10. 会議録署名人